

## 米・加工品・米飯類の 販売・提供先等を行う 事業所のみなさまへ

お米や米加工品・米飯類を取引するすべての事業所の方は、米トレーサビリティ法により、以下の事項が義務付けられています。

- ①取引・廃棄等の記録の作成（伝票等の受領・発行）
- ②受領・発行した伝票や作成した記録の3年間の保存
- ③取引相手や消費者へのお米の産地の伝達

\*農林水産省HPアドレス

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/index.html>

### ◆問い合わせ先

中国四国農政局  
鳥取支局米穀流通担当  
☎0857-22-3199



予防接種で重症化を防ぎましょう

## インフルエンザ

### 予防接種助成のお知らせ



インフルエンザの予防接種は発症・重症化防止に効果的です。インフルエンザに対する抵抗力がつくには、予防接種を受けてから2週間程度かかります。また、その効果が持続する期間は約5か月間とされており、インフルエンザが流行する前の12月上旬までに接種を受けておくことが望ましいといわれています。

あわせて、手洗い・うがい・咳エチケット（マスクの着用、咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえるなど）でインフルエンザの予防に努めましょう。

### 【インフルエンザ予防接種に対する助成】

#### ○65歳以上の方

お送りしています「受診票」を医療機関にお持ちいただくと自己負担1,000円（生活保護受給の方は無料）で接種できます。

#### ○子ども（6か月～中学生）・妊婦の方

医療機関で接種費用全額をお支払いいただき、領収書・母子手帳とともに「大山町インフルエンザワクチン予防接種費用助成金申請書」を提出いただくと、自己負担金1,000円（生活保護受給の方は0円）を引いた金額を口座にお返しします。※接種期間、申請書提出先など、詳しくはお送りしています通知をごらんください。

### ◆問い合わせ先 健康対策課

☎0859-54-5206

## 里山のめぐみ ⑧

みなさん、こんにちは。11月に入り、冬はもう目前に迫ってきました。この時期になると、木々も冬支度を始め、紅葉が見頃を迎えましたね。

さて今回は、針葉樹の間伐（かんばつ）の話をします。

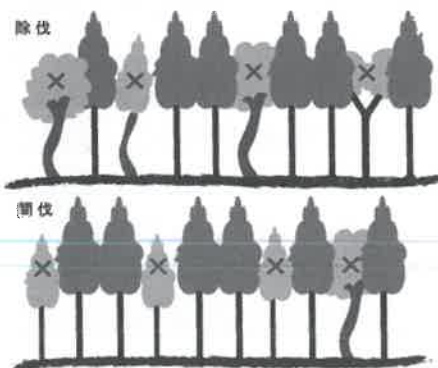
スギやヒノキは密集して植えることでまっすぐ育ち、材としての商品価値が高くなりますが、20年もすると隣どうしが重なりあって、それ以上枝葉を広げにくくなるため、お互いの成長を邪魔するようになります。

そこで、一部の木々を抜き伐りすると、残された木は広がった空間で伸び伸びと元気に育つことができます。

このような作業を「間伐」といいます。

間伐をすると、木々の間から太陽の光が地面に届き、下草が茂ることで雨水の流れを小さくし、雨で土が削られたりするのを防ぎます。

先月ご紹介した除伐も同じ抜き伐りですが、除伐は、植え付けた樹種以外の、侵入樹



種を中心に行うのに対し、間伐は、植え付けた木々を抜き伐りすることで健全な密度に導くために行うものです。

間伐は数回行い、若い時期に行う1回目は、生長の悪い不良木を伐る程度ですが、2回目以降になると、利用できる大きさの木を収穫することができますようになります。

除伐や間伐をして、元気な山を育てましょう。

### ◆問い合わせ先

鳥取県西部総合事務所  
日野振興センター  
農林業振興課普及担当  
☎0859-72-2018